

鎌倉市窓口耐震相談及び現地耐震診断 Q & A

<窓口耐震相談について>

Q：耐震の相談を受けたいのですが、どのように行っていますか？

A：耐震相談は月に2回程度、無料で市役所会議室にて実施しており、1回あたり4人の相談に応じています。相談は予約制で、市民の方が窓口や電話で事前に申し込んでいただき、相談日当日に持参する図面等により、専門の建築士が簡易的な診断を行います。

1人あたりの相談時間は45分です。

Q：耐震相談を担当する専門の建築士とはどのような方ですか？

A：専門的な知識を必要とするため、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会に委託し、派遣された所属の建築士が相談に応じています。

Q：うちは昭和56年以降に建築していますが、耐震相談の対象になりますか？

A：対象になりません。昭和56年6月1日の建築基準法施行令の大改正により、耐震設計基準が大幅に改正されたため（新耐震設計基準）、それ以前に建築確認を受け建築された建築物を対象としています。

Q：なぜ枠組壁工法（2×4住宅）やプレハブ工法は対象としていないのですか？

A：枠組壁工法は、床・壁・天井の6面体を一単位として空間が構成されており、この6面体構造が地震の際、6面全体で揺れを抑えるとともに、力を各所に分散して揺れをバランスよく吸収するため、耐震性は優れているといえることから対象外としています。

また、プレハブ工法は工場での生産を前提とした特殊な工法であり、メーカーごとに使用材料、構造、施行方法などを定め、これに従い建築される住宅の安全性などに関し、国土交通大臣の認定を受けており、市では耐震診断自体ができないことから対象外としています。

Q：昭和56年6月1日以降に既存部分の過半を超える増築を行いました。既存の住宅とは別棟です。この場合、耐震相談の対象になりますか？

A：既存部分についてのみ対象となります。増改築に係る部分が、既存部分と相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、別の建築物とみなします。なお、詳細は建築指導課へお問い合わせください。

Q：うちは木造と鉄骨造の混構造ですが、耐震相談の対象になりますか？

A：基本的には木造住宅のみが対象ですが、木造部材の応力を補う目的で、梁又は柱の一部（数箇所程度）に鉄骨部材を用いた程度であれば、木造建築物とみなし、対象となります。

なお、詳細は建築指導課へお問い合わせください。

Q：うちは木造ですが、鉄筋コンクリート造の地下車庫があります。この場合でも耐震相談の対象になりますか？

A：地下車庫については、別の建築物とみなしますので、対象となります。

Q：市内に店舗を所有していますが、耐震相談の対象になりますか？

A：店舗のみの用途の建築物は対象となりません。ただし、店舗兼用住宅であれば、対象となります。

Q：東京都内に住んでいますが、鎌倉市内にも住宅を所有しています。この場合は耐震相談の対象になりますか？

A：対象となりません。鎌倉市内に住民登録のある方が所有する住宅が対象となります。

Q：所有者は亡くなった父親の名義ですが、耐震相談の対象になりますか？

A：相続の手続き中など、対象となる場合もあります。詳細はお問い合わせください。

Q：所有者である父親が現在老人ホームに入居中ですが、耐震相談の対象になりますか？

A：所有者が老人ホームに入居中であっても、鎌倉市に住民登録していれば対象となります。

Q：耐震診断や耐震改修工事をするつもりはありませんが、耐震相談だけでも受けられますか？

A：受けられます。耐震相談を受けたからといって、その後の診断や工事をしなければならないというものではありません。

<現地耐震診断について>

Q：鎌倉市から委託されているという業者が家に来て、耐震診断を勧められましたが、この業者は本当に市の委託業者なのですか？

A：市では一般社団法人神奈川県建築士事務所協会と契約し、診断業務を委託していますが、市で実施している現地耐震診断の申込みをしていないのに、突然家を訪問することはありません。なお、詳細は建築指導課へご確認ください。

Q：耐震相談を受けないと、現地の耐震診断を受けられないのですか？

A：受けられません。しかし、急ぎ現地耐震診断を受けたい場合は、市が指定した事業者が行う現地耐震診断を受けることはできます。ただし、この場合は耐震診断の補助金は受けられません。

なお、詳細は建築指導課へお問い合わせください。

Q：自分の知り合いの建築士に耐震診断をしてもらいましたが、耐震診断の補助金は受けられますか？

A：受けられません。耐震診断の補助金を受けるには、市が実施する窓口耐震相談及び現地耐震診断を受けてください。

Q：耐震診断の結果が分かるのはいつになりますか？

A：結果を通知するまでに、現地耐震診断の実施日から大体1カ月から2カ月程度を要しています。

Q：数年前に市が実施する現地耐震診断を受けたことがありますが、もう一度市の耐震診断を受けることはできますか？

A：原則として、市の実施する現地耐震診断は一度しか受けることはできませんが、数年前に受けた現地耐震診断の内容等を確認したいので、建築指導課へお問い合わせください。